

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年5月31日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第2号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表本庁の項中「職員研修センター長」及び「職員研修センター次長」を削り、同表区役所の項中「次長」を削り、同表左京区役所岩倉出張所の項の次に次の項を加える。

南区役所久世出張所	所長
-----------	----

別表右京区役所京北出張所の項の次に次の項を加える。

伏見区役所神川出張所	所長
------------	----

別表農業指導所の項中「農業指導所」を「農業振興センター」に改め、同表京北農林事務所の項中「京北農林事務所」を「京北農林業振興センター」に改め、同表醍醐和光寮の項を次のように改める。

醍醐和光寮引継事務所	所長
------------	----

別表衛生公害研究所の項中「衛生公害研究所」を「衛生環境研究所」に改め、同表家庭動物相談所の項の次に次の項を加える。

環境共生センター	所長
----------	----

別表教育委員会事務局の項中「南区小中一貫校開設準備室副室長 下京涉成小学校教育企画推進室副室長」を「凌風小中学校開設準備室副室長」に改める。

別表区選挙管理委員会事務局の項中「書記長」を「書記長 次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)